



平成 21 年 3 月 5 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 執行役員 山下 泰弘
(TEL 03 - 5217 - 0723)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 31 日開催の臨時株主総会（以下「臨時株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の理由

- (1) 今後の機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更および必要となる条数の繰上げを行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第 8 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。
- (3) 株主の皆様権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第 11 条を変更するものであります。
- (4) 取締役の職務分担を見直したことにより、株主総会の招集権者および議長について定款の一部変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款第6条の変更については、当社の発行済株式総数が、168,966株以上となることを条件として、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>275,867株</u>とする。 (自己の株式の取得) 第7条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第8条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u> (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> (基準日) 第10条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。 (株式取扱規程) 第11条 当社の株券の種類ならびに株主名簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (招集) 第12条 (条文省略) (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役会長</u>がこれを招集する。<u>取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> 2 株主総会の議長は、<u>取締役会長</u>がこれにあたる。<u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>あらか</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>675,864株</u>とする。 (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (削除) (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (基準日) 第9条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。 (株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (招集) 第11条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> 2 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取</u></p>

<p>じめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>取締役が議長となる。</p> <p>第13条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p>
--	--

以上

3 日程

臨時株主総会開催日 平成 21 年 3 月 31 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 31 日 (火曜日)

以 上